

## 2025. 9. 11 第64回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第64回口頭弁論期日でした。前回の7月17日の期日から約2か月が経ちました。

先日の台風15号で牧之原市などで大きな被害がありました。竜巻だったとのこと。日本で一番強い竜巻だったとのこと。被災された皆様にはお見舞い申し上げます。本当に、自然には敵いません。いつ、どこで、どの位の強さの竜巻が襲ってくるか分からないのです。地震についても、いつ、どこで、どの位の強さの地震がくるかは分かりません。いつも言いますが、原発は、地震に弱い、特に配電や配管がネックになり、大きな事故になりかねません。規制基準は、原発の敷地毎に、将来起こる最大の地震動が予知・予測できるという前提に立って、基準地震動を策定しています。しかし、自然のことですから、最大の地震動を予知・予測できません。従って、規制基準に適合していても、規制委員会は、その原発が「安全」だとは言わないのです。福島第一原発事故の後、原発の規制体制が変わり、経産省から独立した原子力規制委員会が新設されました。同委員会が新規制基準を策定しました。同委員会の初代委員長の田中俊一さんは「我々は基準を満たしているかの審査をするが、基準を満たしていたとしても、安全を保証するものではない。」と明言しました。規制委員会は、審査をとったとしても、「安全」だと言わないのだということを私達は忘れてはなりません。結局、原発が「安全」かどうかを、裁判所に判断してもらわないといけません。私たち個人の生命・身体の安全が侵害される具体的な危険がある場合には、私達の人格権に基づいて、原発の運転を差し止めてもらわなければなりません。最後の砦が裁判所です。

川内原発の設置許可の取消しを求めている行政訴訟に関し、福岡高等裁判所は8月27日に原告らの請求を退けました。裁判所の判断は、結局のところ、原発の稼働を容認する規制委員会の審査実態を追認するだけの判断だったと原告らは納得していません。多くの裁判所には、規制委員会の判断を鵜呑みにするだけのような審理ではなく、丁寧な審理を求めます。さいわい、浜岡原発の規制委員会の審査にはまだまだ時間がかかりそうです。そのため、本件訴訟では、じっくりと時間をかけて、審理を尽くすことが出来ます。中部電力が、やっと、重点的な争点、つまり、地震動、津波対策について主張を出してきました。審理について数年間の空転があったかもしれませんが、これから、重点的な争点について、双方の攻防が始まりま

す。裁判所は、双方の主張を整理しながら、争点を詰めていってもらいたいと考えます。浜岡原発は、特に、注目を集めている原発です。丁寧な審理を尽くさなければならぬと考えます。

弁護士 鈴木 敏 弘